

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

|          |   |
|----------|---|
| ○氏名      | MENDOZA SHIMADA OLGA KEIKO (めんどさ しまだ おるが けいこ)   |
| ○学位の種類   | 博士 (工学)   |
| ○授与番号    | 甲 第 857 号   |
| ○授与年月日   | 2013 年 3 月 31 日   |
| ○学位授与の要件 | 本学学位規程第 18 条第 1 項<br>学位規則第 4 条第 1 項   |
| ○学位論文の題名 | 歴史都市の景観保存と防災に関する国際比較研究<br>—日本とペルーを中心とする歴史都市景観の持続可能な保存方法の比較—   |
| ○審査委員    | (主査) 山崎 正史 (立命館大学理工学部教授)<br>大窪 健之 (立命館大学理工学部教授)<br>武田 史郎 (立命館大学理工学部准教授)<br>益田 兼房 (立命館大学歴史都市防災研究センター客員研究員) |

### < 論文の内容の要旨 >

本論文は同じ地震国である日本とペルー、フィリピン等の外国において、歴史都市景観保全手法と地震に対する防災対策を比較し、各国の特質を明らかにしたものである。

第 1 章では、日本における歴史的景観保全が近代化を優先する都市計画制度との関係の問題を有すこと、ペルーは歴史都市保全をヨーロッパ的手法で手厚く行っているが防災面での矛盾をもつことを指摘した。第 2 章では、日本の伝統的建造物群保存地区 (以下伝建地区と表記) において、建ぺい率および容積率に着目し、奈良県今井町を対象に現状の建ぺい率・容積率を主屋・付属屋・長屋ごとに調査し詳細な特質を明らかに、都市計画規制数値よりいずれも数値が小さく、現状の規制数値では景観に影響をおよぼす変化を生じる問題を明らかにした。第 3 章では、今井町と川越地区の伝建地区を対象とし、交通と防災を配慮した都市計画道路がおよぼす影響を考察した。伝建地区を通過する都市計画道路は計画変更で迂回させる改善が見られるが、そのための周回道路が容積率規制との連動によって問題が生じる仕組みを明らかにした。ペルー等では歴史的街道を保全し自動車を制限する政策があり、日本と対照的であることを明らかにした。第 4 章では、日本では木造建造物は地震被災後、部材の再利用により文化遺産の復元が相当程度可能であり、復興期における対応が重要であることを明らかにした。ペルー等では地震に対し脆弱である組積造が被災後多様な方法で補強と復旧が行われていること、その手法改善が課題であることを明らかにした。

以上、歴史都市景観保全において日本とペルーが対照的な都市計画制度であること、地

震災では復興期が重要であることの共通性と補強対策の対照性を明らかにした。

#### <論文審査の結果の要旨>

日本の景観保全制度がもつ不十分さと矛盾点を、建ぺい率、容積率の規制数値に着目し、樫原市今井町伝統的建造物群保存地区を対象に詳細な調査を行い分析している。歴史的な敷地利用は表の主屋と裏半分の付属屋とで構成し、容積配分に特徴があることを明らかにしていることや、都市計画容積規制値の大きさが、住民の開発への要求を吸収し3階建て建築の増加があったこと、また、容積率規制がその値以下であれば良いため、経済的利益を追求して建物を取り壊し駐車場を増加させたこと、などを詳細な数値をもって明らかにした点は、本論文の成果と認められる。

伝統的建造物保存地区と都市計画道路の配置計画に着目し、今井町および川越の伝統的建造物保存地区において調査し詳細な検討を行っている。日本では保存地区内を通過する都市計画道路は変更される傾向にあるが、周辺部へ変更しても道路幅と容積率制限が連動する制度のため、隣接地域で高層建築が建つという状況を具体的に示している。

以上、日本の伝統的建造物群のもつ問題点を浮かび上がらせる一方で、ペルー、フィリピン、イタリアでの歴史的景観の保護手法を調べて日本と比較し、それぞれの特徴を明らかにした。また、文化遺産防災の観点からもこれらの国々の文化遺産保護と復興の手法を調査し比較している。ヨーロッパ人が植民地で建造した組積造文化遺産を、地震のある国々で守る努力と手法をしらべ、元の構造での復興、補強を加えた復元、被災の姿をそのまま保存する方法が行われ、それぞれに市民の反応と問題点のあることを明らかにした。特に、スペイン語圏の事情を文献と現地調査により分析し、日本語で示したことはわが国の学術研究にとって意義ある貢献と評価される。

本論文の審査に関して、2012年10月25日(木)16時00分～17時15分イーストウィング3階 環境都市系第4会議室において公聴会を開催し、申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者 Mendoza Shimada Olga Keiko 氏に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、各国間の比較の共通条件、結論の学術的意義などに関する質問がなされたが、いずれの質問に対しても申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査は、本論文提出者と本学大学院理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課程在学期間中に、研究指導を通じ、日常的に研究討論を行ってきた。また、本論文提出後、主査および副査はそれぞれの立場から論文の内容について評価を行った。

本論文提出者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、論文内容および公聴会での質疑応答を通して、本論文提出者が十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有して

いると確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（工学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。